

# あかしオレンジ手帳 (認知症手帳)運用ルール

## ○目的

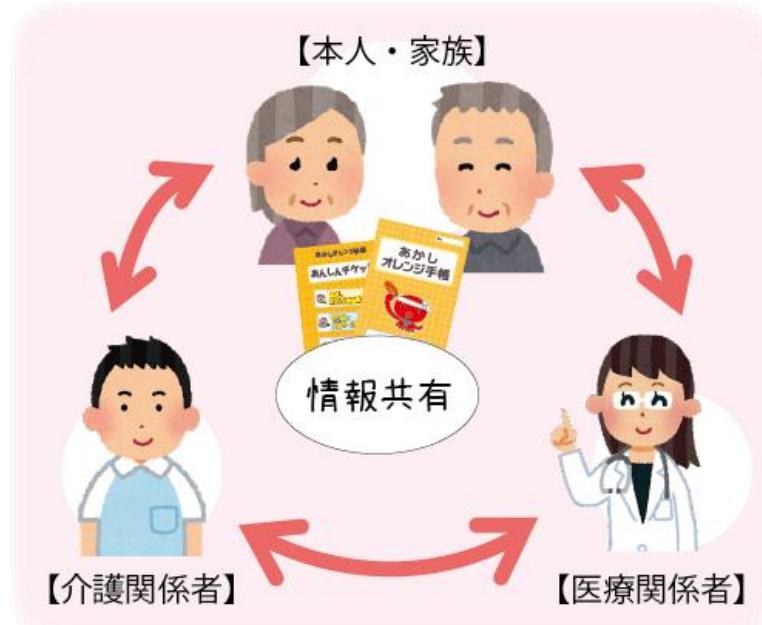
「あかしオレンジ手帳」は、在宅で生活する認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ご自身のプロフィールや病気の状態、生活の様子などを記録し、医療・介護関係者がその情報を共有することで、ご自身の意思を尊重したより良い介護や治療の助けとなるために交付するものです。

また、手帳の交付とあわせて、家族の負担軽減を図り、継続的な支援につなげるきっかけとなる3つの無料券（①あかしオレンジ弁当券②寄り添い支援サービス券③お試しショートステイ券）の「あんしんチケット」も交付します。

## ○内 容

手帳の前半は、ご自身に関する情報を記入していただくページになっており、受診している病院や介護サービスの利用状況、認知症の進行状況や気持ちの変化等をチェックシート形式で経年的に記録できます。さらに、医療・介護機関との連携にも利用できる連絡欄のページもあります。

手帳の後半は、認知症についての情報を掲載し、利用できる制度・サービスの紹介や相談窓口などをまとめています。



## ○交付対象者

認知症サポート給付金を受給した人にお届けします。

- ・医療機関で認知症と診断され、在宅で生活している人であれば、年齢や介護認定の有無は問いません。

※老人ホームなどの施設で生活している人は対象になりません。

- ・手帳の交付のために、特別な申請は必要ありません。

## ○使い方

- ・健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、お薬手帳、診察券等と一緒に大切に保管してください。（ポケット付きのカバーを使っています。）
- ・事前に手帳の **わたしのこと** (P2～P7) を記入しておいてください。
- ・病院や介護サービスの利用時などには手帳を持参してください。必要に応じて、提示したり、記入してもらってください。

## ○記入方法

- ・基本的には、ご自身や家族だけでなく、介護関係者や医療関係者など、どなたが記入してもかまいません。
- ・わかる範囲で記入してください。
- ・**わたしのこと** を記入し、病院や介護サービスの利用時等に提示することで、現在の状況を円滑に伝えることができます。
- ・他の関係者に伝えたいことがある場合は、**医療・介護機関との連絡欄** (P12～) に記入し、付箋を添付するなど配慮してください。

## ○記入に関する注意事項

- ・手帳を受け取ったら、まず表紙にお名前を記入してください。
- ・冒頭の **同意書** の内容を確認し、同意いただける場合は、署名したうえで手帳を使用してください。
- ・ご自身やご家族と医療機関や介護機関との連携ツールとして有効にご利用いただくため、記入する情報には日付を記入する等、最新情報がわかるように記入してください。

# あんしんチケットの使い方

## ○目的

あんしんチケットは、家族の負担軽減を図り、継続的な支援に繋げるきっかけとなる3つの無料券です。

①あかしオレンジ弁当券 20枚②寄り添い支援サービス券 10枚③お試しショートステイ券 1枚が利用できます。

## ①あかしオレンジ弁当券

①チケット1枚につき1食分のお弁当を宅配してもらいます。

別添の『対象店舗一覧表』からお店を選び、「あかしオレンジ弁当券使用」と伝えてお弁当を注文してください。

②チケットの「対象者氏名」欄にご自身のお名前を記入して、注文した食数分のチケットを配達員に渡してください。

※チケットが使えるお弁当はお店が指定するメニューです。

※キャンセルする場合は、必ず注文したお店に連絡してください。

## ②寄り添い支援サービス券

「寄り添い支援員」を派遣し、見守り、話し相手、趣味の手伝い、外出支援、2時間以内でできる簡易な生活援助等を行います。詳しくは、「寄り添い支援サービス利用規約」やチラシ「寄り添い支援サービスについて」をご確認ください。

### ●ご利用例

- ・家族の買い物や通院時に留守番している認知症の人の見守りや話し相手
- ・囲碁や将棋、草抜きや花壇の手入れなど、趣味のお手伝い
- ・認知症の人の病院受診に同行するなど、外出の付添い

※家族が同行せず、認知症の人と寄り添い支援員が外出をする場合は、寄り添い支援員2名が付き添い、支援します。※チケットを1時間2枚いただきます。

### ●寄り添い支援員とは

高齢者的心身の特徴や認知症の人との接し方等に関する明石市の研修を修了した人です。

### ●委託事業者

一般社団法人 明石市シルバーパートナーズセンター

## ●ご利用方法

①チケット 1 枚につき 60 分のサービス提供を受けることができます。

申込前に、手帳とともに交付した別添の「寄り添い支援サービス利用規約」の内容を確認のうえ、利用者台帳を記入し、提出用封筒にて高齢者総合支援室まで必ず提出してください。今すぐに利用する予定がなくても、いざという時のためあらかじめ提出いただくことをお勧めします。

※利用者台帳の提出がない場合は、サービス提供を受けることができません。

②利用希望日の 1 週間前までに明石市シルバー人材センターへお申込ください（電話/FAX）。申込時には、希望するサービスの内容や希望日時を伝えてください。

③必要に応じて、明石市シルバー人材センターからご担当のケアマネジャー等へ、利用希望者の様子や介護サービスの利用状況等を問合せする場合があります。

④ご希望日時に、寄り添い支援員を派遣します。

⑤寄り添い支援員によるサービス提供を受けたら、チケットにご自身のお名前等を記入して、寄り添い支援員に渡してください。

※規定の時間を 15 分以上超える場合は、さらに 1 枚のチケットが必要です。

※キャンセルの連絡は、サービス提供予定日の 1 営業日前までに申込・連絡先にしてください。キャンセルの連絡なく、寄り添い支援員が利用者宅を訪問した場合は、チケットを 1 枚いただきます。

※サービスの利用は、1 週間に 2 回、1 回 2 時間（チケット 2 枚分）までです。

## ●寄り添い支援サービスの申込・連絡先

一般社団法人 明石市シルバー人材センター

TEL:078-922-5000 FAX:078-922-5040

営業日：月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く

営業時間：午前 9 時から午後 5 時まで

## ③お試しショートステイ券

### ●ご利用方法

①別添の『対象施設一覧表』に記載されている施設で 1 泊 2 日のショートステイを利用できます。家族等と希望施設を検討してください。

②希望施設にショートステイ利用可能か確認してください。（電話/FAX）

③担当ケアマネジャーがいる利用者は、お試しショートステイの利用について連絡してください。

※施設には本人情報を記入したあかしオレンジ手帳を持参してください。

※このチケットは施設が担当ケアマネジャー等に必要な本人情報を収集することに同意する場合に限り利用できます。

## ○ご注意(3 チケット共通)

- ・本事業の目的以外には利用できません。
- ・チケットの再発行はできません。
- ・有効期限が切れたチケットは無効です。
- ・シリアルナンバーが記載されていないチケットは無効です。
- ・チケットの譲渡および売買はできません。
- ・チケットの破損等でシリアルナンバーが見えない状態になっている場合は、利用できません。
- ・事前連絡なくサービス提供予定日の当日にキャンセルした場合は、利用したものとみなしどうしてか、サービス提供予定分のチケットをいただくことがあります。
- ・施設入所等により本事業の対象外となった場合は、未使用のチケットを高齢者総合支援室まで返却してください。

## ○よくあるご質問

### ●共通事項について

Q. あんしんチケット（3つの無料券）の有効期限はありますか。

A. あります。

交付日から1年間です。

Q. 手帳やチケットの再発行はしてもらえますか。

A. 再発行（再交付）はできません。

なお、手帳については、明石市ホームページ上にダウンロード用のページがありますので、印刷して利用できます。

Q. チケットを紛失してしまったのですが、サービスを利用できますか。

A. サービスの利用はチケットとの引き換えが条件のため、サービスは利用できません。

Q. チケットが破れてしまった場合はどうしたらいですか。

A. チケットの右上に印字されているシリアルナンバーが見える状態であれば、利用できますが、シリアルナンバーが確認できない状態のチケットは利用できません。

Q. 施設のロングショートステイ利用者や長期入院中の場合は対象になりますか。

A. 原則、在宅の方が対象になるので対象外になります。在宅復帰の予定がある場合は、復帰後は対象になります。

**Q.** 長期入院や施設への入所等になり、在宅生活ではなくなった場合、手帳やチケットはどうすればいいですか。

**A.** お手数ですが、未使用のチケットを高齢者総合支援室まで返却してください。

**Q.** 施設に入所中ですが、手帳の交付を受けられますか。

**A.** 明石市ホームページ上にダウンロード用のページがありますので、印刷して利用してください。

### ●あかしオレンジ弁当券について

**Q.** どこのお店でも利用できますか。

**A.** チケットといっしょにお渡ししている「対象店舗一覧表」に掲載されているお店でのみ利用できます。

**Q.** チケットの交付対象者本人しか利用できないのですか。

**A.** 家族や支援者など、交付対象者本人以外でも利用できます。

ただし、交付対象者以外が使用した場合でも、チケットの「対象者氏名」欄には、交付対象者名を記載してください。

**Q.** どんなお弁当でも注文できますか。

**A.** お店が指定するメニューのみ利用できます。そのため、注文時に必ず「あかしオレンジ弁当券使用」とお伝えください。

**Q.** 追加料金を支払えば、自分の注文したいお弁当にチケットを利用できますか。

**A.** 現金との併用はできません。お店が指定するメニューから選んでください。

**Q.** お店に対してキャンセル料が発生したのですが、支払わなければなりませんか。

**A.** チケットはお弁当1食分との引き換えにしか利用できませんので、キャンセル料はご自身で支払ってください。

**Q.** 20枚のチケットを使い切ってしまったのですが、引き続き、宅配弁当サービスを利用したいのですが。

**A.** 無料でのご利用は20食分で終了となりますので、以降の注文は、お店での販売価格を支払ってください。

### ●寄り添い支援サービス券について

**Q.** 身体介護は対応してもらえますか。

**A.** 寄り添い支援員に体をゆだねるような身体介護は対応できません。ご本人の体を支えて、立ち上がりの手伝いをする、車いすを押す、などは対応できません。例えば、

自立して立っている方のズボンの上げ下ろしを手伝う、袖の通しにくい衣類の着脱を手伝うことは対応できます。

Q. 家族外出中の見守りによる利用は、家族の受診などやむを得ない理由による外出時だけでなく、散髪やマッサージに行くなどリフレッシュ目的での外出時も利用できますか。

A. 利用できます。

Q. 食事や水分摂取、服薬の介助は対応できますか。

A. 対応できません。ご本人が食事や水分摂取、服薬される様子を見守ることはできます。

Q. 冷蔵庫から食べ物や水分を取り出し、提供してもらえますか。

A. 食べ物などの給仕を行うことはできません。

Q. 家族が留守中に寄り添い支援サービスを利用した際、書類の代筆や宅配便の受け取り等来訪者の対応を、寄り添い支援員に依頼することができますか。

A. ご本人がある程度自身で行うことができ、声掛けや見守り等のみを支援員が行うことは可能です。書類の代筆や、宅配便の受け取りを支援員のみが行うことはできません。

Q. 家族として、認知症介護の心配事や不安など聞いてもらう人がほしい。本人ではなく、家族の話し相手になってもらうことは可能ですか。

A. ご本人の話し相手だけでなく、ご家族の話し相手でもご利用いただけます。その他、ご本人、ご家族、支援員の三者でのおしゃべりにもご利用いただけます。

Q. 飲食をともにしながら、寄り添い支援員に話し相手になってもらうことはできますか。

A. 寄り添い支援員は、飲食の提供を受けることはできません。

Q. 散歩に付き添ってもらうことはできますか。

A. できます。家族が同行せず、認知症の人と寄り添い支援員が外出をする場合は、寄り添い支援員 2 名が付き添い、支援します。その際、チケットを 2 枚いただきます。

Q. サービス提供終了時刻を予定外に超過した場合、どのような対応になりますか。

A. 15 分超過した場合は、さらに 1 枚チケットをいただきます。

Q. 土日祝日や夜間にサービスを利用できますか。

A. できません。月曜日から金曜日まで、午前9時から午後5時までのサービス利用となります。

- Q. 10枚のチケットを使い切ってしまったのですが、引き続き、寄り添い支援サービスを利用したいのですが。
- A. 無料でのご利用は10枚分で終了となります。実施事業者より有料で同様のサービスを提供できる場合があります。実施事業者へお問い合わせください。

### ●お試しショートステイ券について

- Q. 介護保険のショートステイと連続して利用できますか。
- A. このチケットの使用日と同時に介護保険のショートステイは併用できません。
- Q. すでに介護保険のショートステイを利用している人もチケットを利用できますか。
- A. 利用できます。ただし、このチケットの使用日前後1日には介護保険のショートステイは利用できません。
- Q. 予約はどのように行えばいいですか。
- A. チケットといっしょにお渡ししている『対象施設一覧表』に掲載されている施設から希望する施設を選んで、電話やFAXで相談してください。
- Q. 施設を利用するときに必要な持ち物は何ですか。
- A. 予約時に施設に確認してください。
- Q. キャンセルはいつまでにすればいいですか。
- A. 申込をキャンセルすることが決まった場合、速やかに施設へ連絡してください。当日キャンセル等の場合、状況に応じてチケットの提出を求める場合があります。
- Q. 受入施設側は担当ケアマネジャーから情報提供を受けることはできますか。
- A. チケットの利用は、施設が担当ケアマネジャー等から情報収集することへの同意が条件となっています。そのため、受入に必要な情報提供をうけることができます。また、利用者には、ケアマネジャーに利用の報告をしていただくようにお願いしています。
- Q. 担当ケアマネジャーがいなくても、チケットを利用できますか。
- A. 利用できます。
- Q. チケットを使用すれば必ず希望日にショートステイを利用できますか。
- A. 施設の空き状況や、ご本人の身体状況、医療状況等によっては受け入れできない場合があります。予約時に、受け入れの可否についても施設に確認してください。また、予約時に受け入れが可能な場合であっても、当日の健康状態等により、難しい場合もありますので、施設に確認してください。
- Q. 送迎は家族が行う必要がありますか。
- A. 送迎は基本的に施設が行います。ただし、家族が行うこともできます。

Q. 1泊せずに帰宅した場合、どのような対応になりますか。

A. 利用中のキャンセルであっても、サービスを利用したことになりますので、チケットを施設に渡してください。

Q. 施設での食事なども無料で利用できますか。

A. 食費等の自己負担分はチケットでのサービス対象外のため、直接施設に支払ってください。

Q. ショートステイの利用前、施設と利用者との契約は必要ですか。

A. 契約の有無は施設の判断になりますが、利用にあたっては施設の指示に従ってください。

〈あかしオレンジ手帳、あんしんチケットに関する問合せ先〉

明石市 高齢者総合支援室 高年福祉係

TEL:078-918-5288 FAX:078-918-5106